

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28年ー 4 (28. 2. 5)	会計管理	<p><b>公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興について</b></p> <p>▶陳情の趣旨</p> <p>自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが、労働者の賃金を低下させている。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手への技能承継がなされず、建設産業や公共関連事業の将来が危惧されている。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの整備・維持・更新にも支障が生じかねない。</p> <p>低額発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招く。埼玉県ふじみ野市（2006年）と大阪府泉南市（2011年）で起きたプールでの児童の死亡事件は、低額発注と管理・運営の丸投げで、必要なスキルをもった労働者が現場に配置されなかった。また、各地で低額発注に起因する手抜き工事・点検で、建造物が崩落する事故も発生している。さらに低賃金による労働者不足などで建設産業そのものが疲弊し、建設産業そのものの維持に警鐘が發せられ、老朽化している生活関連インフラの改修もできない事態が起きている。</p> <p>事態打開のため、国土交通省は、2013年3月から15年にかけて公共工事設計労務単価を平均で28.5%（東日本大震災被災地では39.4%）引き上げ、「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請した。しかし、現場労働者の処遇は、政府の意図通りには改善されていない。発注額が改善されても、元請企業や中間業者に「中抜き」され、現場の労働者に届いていない。</p> <p>こうしたことから、今、「公契約条例」の制定が各地に広がっ</p>	鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁

		<p>ている。発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとするものである。</p> <p>鳥取県でも、早急に、公契約条例を制定することが必要である。国はTPPへの参加を進めているが、その交渉分野には自治体の公共調達も含まれ、国際入札の義務づけが検討されている。公共工事だけでなく、公務公共サービスに従事する労働者の労働条件を、公契約条例によって専門性を担保できる賃金下限設定をしておかないと、外資系企業による低賃金労働者が参入し、サービスの質が低下し、地元事業者がさらに打撃をこうむることになる。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県が労働者の適正な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定すべく、以下の決議をあげていただくよう、陳情するものである。</p> <p>一、鳥取県が発注する公共工事や業務委託について、県が適切と考える賃金・報酬が、事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行ってほしい。</p>	
--	--	---	--